

出生届についての注意


米国国内で子供が生まれると、その子供は自動的に米国籍を取得することになります。そのため、父母の双方あるいはどちらかが日本国籍者で、子に日本国籍を保持させたい場合は、**出生の日を含めて3ヶ月以内**（例えば、3月10日出生日の場合、届出期限は6月9日）に総領事館に出生を届け出るとともに、日本国籍を留保するとの意思表示をしないと出生時にさかのぼって日本国籍を喪失します。日本国籍を留保したい場合は、出生届提出の際、届出用紙に記載された「日本国籍を留保する」欄に署名押印して下さい。なお、日本国籍を留保した子は重国籍となるため、日本の国籍法により22歳までに国籍を選択することになります。

出生届に必要な書類

(1) 出生届	2通 (A3版)
(2) 出生証明書(カウンティ発行のもの※)	2通(原本1通とそのコピー1通)
※3ヶ月以内に入手出来ない場合は、出産した病院発行の出生証明書	
この場合、子の氏名、性別、出生年月日時分、出生場所、父母の氏名が記載されていることが必要です。	
(3) 上記(2)の和訳	2通(原本1通とそのコピー1通)
(4) 父母の日本旅券とアメリカ滞在資格が確認できるもの(例えば永住権・ビザ等)	コピー1通

(注意)

- 3ヶ月の届出期間を過ぎた出生届は受理出来ませんのでご注意ください。
- 婚姻届を未提出の方は、出生届とともに婚姻届の届出も必要です。
- 婚姻されてない方で、まだ戸籍の筆頭者になっていない方は、父または母の新戸籍を編製することになりますが、現在と異なる市区町村に本籍地を編製される場合には、上記の必要書類がそれぞれ1部余分に必要となります。
- 婚姻されてない日本人父と外国人母の場合、子供の日本国籍を留保するためには、子供が生まれる前までに日本人父親による胎児認知の提出が必要です。詳しくは戸籍係までご連絡下さい。
- 届出書は正確にご記入下さい。間違い等がありますと、日本から送り返されたりして戸籍に登録されるまでに時間を要します。(見本を参考に全て日本語でご記入下さい。)
- 子の名は、出生届提出後、戸籍に記載されたあとは、日本の家庭裁判所の許可を得なければ変更できませんので、慎重に命名してください。
- 本籍地の番地は「3-5」と省略しないで「三丁目 5 番」と戸籍どおり正確に記入して下さい。
- 届出書を記入する際、消えるペンは使用しないで下さい。また、訂正などが必要な場合は、修正液や修正テープなどは使用しないで、二重線で消除し、上か下に正しく記入してその上に訂正印(拇印)を押して下さい。

(例: アメリカ合衆国カリフォルニア州  サクラメント市 バッテリー通り275番)

サンフランシスコ市

- 御不明な点につきましては、事前に当館領事班までお問い合わせください。

住 所: Consulate-General of Japan

275 Battery Street, Suite 2100, San Francisco, CA94111

電 話: (415) 780-6000 (Ext:6101)

E-mail: koseki@sr.mofa.go.jp

- 領事館ホームページ(http://www.sf.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/m03_02_01.html)に戸籍の案内がございますのでご覧下さい。